

案

白井市除染実施計画

平成24年3月

【第1版】

パブリックコメントの期間 平成24年3月1日～14日

白 井 市

目次

I はじめに

策定中

1. 白井市内の放射性物質.....
2. 今後の見通し.....
3. 除染の必要性.....

II 除染実施計画

1. 基本方針..... 1
2. 計画期間..... 1
3. 除染対象区域の設定..... 1
4. 除染等措置の実施者..... 2
5. 優先対象..... 3
6. 除染等の措置の着手および完了予定時期..... 3
7. 除染の具体的な措置等..... 4
8. 除染の措置に伴う除去土壌等の対処..... 5

III 計画を推進するために

1. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援..... 7
2. 放射線量低減対策マニュアルの作成..... 7
3. 国・県等との連携..... 8
4. 除染等措置の費用負担..... 8
5. 計画の進行管理..... 8

■除染対象区域の決定..... 9

■除染対象別の除染等の措置..... 21

■資料編 ※調整中

Ⅱ 除染実施計画

1. 基本方針

市では、放射線による人の健康、または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、市民の不安を払拭することを最重要課題と捉えて、放射性物質汚染対処特措法(以下「法」という。)に基づき除染等の措置を進め、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満(年間1ミリシーベルト未満)になることを目指します。

除染等の措置は、安全安心の緊急性、子どもへの影響低減を引き続き優先し、子どもの生活空間や公共施設を中心に行うこととし、特に、市では、独自の判断により、保育園、幼稚園、小・中学校については、地表から5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指します。

また、市だけでは市内全域を早急に除染することは難しいことから市民やボランティア、事業者などと連携・協力し推進します。

なお、除染等の措置の効果、進捗を踏まえ、本計画の内容、期間は見直します。

2. 計画期間

平成24年3月〇〇日から2年間とし、取り組みから1年間を重点期間とします。

3. 除染対象区域の設定

本計画の対象となる範囲は市全域とします。

この中で、法に基づく除染対象となる区域は、航空機モニタリング調査結果および市内の空間線量調査測定結果をもとに集計・分析し、街区など区域を別表1のとおりとし、保育園や幼稚園、小・中学校、公園など子どもの生活空間として特に除染対象としていく施設は、区域ではなく、それぞれ施設単位で区域とし、別表2のとおり定めます。

施設単位の設定について

○施設単位の設定にあたり、最新の空間線量調査測定の結果を基本としていますが、特に子どもの生活空間である保育園、幼稚園、小・中学校については過去に毎時0.23マイクロシーベルトを超えていたことがあることから全ての施設を設定することとします。

○除染対象区域に設定された区域内の施設については設定することとします

農用地(田、畑)については、空間線量調査測定結果でも毎時0.23マイクロシーベルトを下回っている状態で、また、反転耕や深耕など普段の営農活動がすでに除染措置につながっていることから本計画の対象から除外します。

なお、対象区域は、空間線量の再測定の結果および除染等の措置の進捗を踏まえ、今後も見直します。

※各種調査測定結果は資料編を参照ください。

空間線量測定の高さについて

○空間線量の調査測定は、国が示す「除染関係ガイドライン」に沿って地表から1メートルの高さを測定し、幼児、低学年児童などの生活空間を配慮し公園や子どもの遊び場、文化施設、スポーツ施設、各センターなどにおいては、地表から50センチメートルの高さを測定します。

○保育園、幼稚園、小・中学校においては、市独自の判断により、地表から5センチメートルの高さを測定します。

4. 除染等措置の実施者

公共施設（市道を含む。）の除染等の措置は市が行います。しかし、市内で除染の必要な区域の面積は広大であり、市だけで全てを行うには相当の期間を要することが予想されます。

このため、早期に効率的に市内の除染等の措置を行うためには、個人の住宅や事業所などの民間所有地については、所有者、施設管理者による除染等の措置の協力をお願いします。

民間所有地の除染費用について

○民間所有地の除染等の措置に係る費用の助成などは、国の費用負担の仕組みが明確でないところがあることから、市の支援制度を早急に確立して市民と連携・協力し除染等の措置を進めます。

除染等の措置の実施者は次のとおりとします。

除染対象区域	実施者
保育園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化施設 スポーツ施設 市役所・各センター 福祉施設等公共施設	市
私立保育園・幼稚園	施設管理者 市
市道（通学路） 水路	市
住宅 宅地 事業所 山林等民間所有地	所有者または施設管理者 市
国道等国が管理する土地	国
県立高等学校 県道等県が管理する土地	県
千葉ニュータウン事業関係で県等が管理する土地	所有者または施設管理者

5. 優先対象

除染等の措置は、安全安心の緊急性、子どもへの影響低減を引き続き優先し、子どもの生活空間や公共施設を中心に行うこととし、重点期間の中で優先的に進めます。

優先対象は次のとおりとします。

優先度	除染対象区域
◎	保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化施設 スポーツ施設 市役所（保健福祉センターを含む。） 各センター 福祉施設等公共施設、市道（通学路）
○	住宅 宅地 事業所 山林等民間所有地 水路

公共施設の子ども空間について

- 文化施設（文化センター）においては、図書館やプラネタリウム、芝生広場など幼児、児童生徒の生活空間となっている。
- スポーツ施設においては、少年野球やサッカー、陸上競技記録会など児童生徒の生活空間となっている。
- 市役所においては、庁舎に隣接して保健福祉センターがあり、健（検）診などが行われ、また子ども発達センターが併設されており、発達指導など乳幼児の生活空間となっている。
- 各センターにおいては、児童館または児童ルームが併設されており、乳幼児、児童生徒の生活空間となっている。
- 福祉施設（福祉センター）においては、青少年女性センターが併設されており、グループ学習など児童生徒の生活空間となっている。

6. 除染等の措置の着手および完了予定時期

計画期間内に空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指しますが、取り組みから1年間を重点期間とし、次の工程で除染等の措置を進めます。

除染実施区域	平成23年	平成24年	平成25年
保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化施設 スポーツ施設 市役所・各センター 福祉施設 等公共施設 市道（通学路）			
住宅 宅地 事業所 等民間所有地			
山林等民間所有地 水路			

区域内全ての除染には中長期的な時間を要すると考えられることから、必要により施設単位で除染等措置の進捗状況、新たな除染手法などを考慮しながら詳細な実施計画を作成し進めます。

なお、平成25年3月に本計画の進捗状況を確認し、必要な場合は見直しを行います。

7. 除染の具体的な措置等

(1) 除染対象区域内の除染等の措置

除染対象は次のとおりとし、具体的な措置は、「除染関係ガイドライン」に沿い、対象施設などの措置内容は別表3のとおり行います。

なお、除染等の措置は、事前測定の結果、施設の状態などによって実施の有無、実施する内容が異なります。

- ① 除染対象区域に係るものについては、原則として1メートルの高さを測定し、国の財政的、技術的な支援を受け、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指し、除染等の措置を実施していきます。
- ② 子どもの生活空間である保育園、幼稚園、小・中学校は、市独自の判断で地表から5センチメートルの高さを測定し、国の財政的、技術的な支援を受け空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指し除染等の措置を実施していきます。

※国の財政的、技術的な支援を受けるときとは、地表50センチメートル～1メートルで毎時0.23マイクロシーベルトを超える場合

- ③ 子どもの生活空間である公園などの砂場についても市独自で地表から5センチメートルの高さを測定し、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指し、除染等の措置を講じていきます。

(2) 除染対象区域以外の除染等の措置

除染区域以外で局所的に放射線量の高いところに係るものについては、市独自で原則として1メートルの高さを詳細に調査測定したうえで、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満になることを目指し、除染等措置を講じていきます。

(3) 作業の安全の確保

市による空間放射線量測定結果の状況下では、短時間の除染等の措置で健康に影響を及ぼす被ばくはしないとされています。

しかし、市内の放射線量の状況はさまざまなことから、市民、ボランティア、除染事業者などが除染等の措置に取り組むにあたっては、除染する場所の事前の放射線量測定、活動時の服装、除去土壌からの放射線を避ける対策など、十分注意を払いながら実施することとします。

8. 除染等の措置に伴う除去土壌等の対処

除染等の措置に伴い発生する除去土壌について、国から中間処理や最終処分の方針が示され、その処理が可能となるまでの間は、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿い、除染等の措置を実施した敷地（施設）内において以下の対処方法により現場保管することを基本とします。

また、市の道路の路肩・側溝など現場保管する場所がないことから、白井市役所庁用車車庫において仮置き保管します。

■ 除去土壌の保管の対処方法

①現場保管の場所は次のとおり。

- ・ 保育園、幼稚園、小・中学校、公園、子どもの遊び場、文化施設、スポーツ施設、各センター、福祉施設、市役所等公共施設は、敷地内において保管する。
- ・ 住宅、宅地、事業所、山林、私道などの民間所有地は、敷地内において保管をお願いします。安全な方法は、「放射線量低減対策マニュアル」で示します。
- ・ 市道は、白井市役所庁用車車庫で仮置き保管する。

②白井市役所庁用車車庫では、市民の健康の保護及び汚染の拡散防止について、できる限りの措置を講じ除去土壌を保管、管理します。また、その保管量や放射線量の状況などは毎日測定し公表します。

③燃えるもの（落ち葉、雑草、剪定枝など）については、通常の可燃物として市が対処します。

Ⅲ 計画を推進するために

1. 市民・事業者などによる除染等の措置との連携および活動支援

市内の除染区域の面積は広大であり、市だけで全てを行うには相当の期間を要することから、早期に効率的に市内の除染等の措置を行うためには、個人の住宅や事業所などの民間所有地については、所有者、施設管理者による除染等の措置の協力をお願いします。

また、民間所有地の除染等の措置に係る費用の助成などは、国の費用負担の仕組みが明確でない部分があることから、市の支援制度を早急に確立して市民と連携・協力し除染等の措置を進めます。

(1) 空間放射線量の測定

- ①市は、市民や事業所と連携して、民間所有の地区集会施設や公園、広場、私道などの不特定多数の利用がある施設について放射線量を測定します。
- ②市は、放射線測定器を貸し出します。

(2) 除染等措置の支援

- ①市は、自治会や町会、市民活動団体、事業所などが協力して地域で除染等の措置を実施する場合は、活動に必要な資機材の貸し出し、または支給します。
- ②除染相談などの支援を行います。
- ③空間放射線量が比較的低い地域において、市は、個人で除染等の措置を行うことが困難な場合、関係機関と連携して、ボランティアを派遣します。

(3) 除去土壌台帳の作成

- ①市は、公共施設および民間所有地に仮置き、または現場保管された除去土壌の保管内容（保管形態、場所、量など）を記録し台帳として管理します。
- ②公共施設および民間所有地に仮置きまたは現場保管された除去土壌は、国から中間処理などの方針が示され、その処分が可能となった時点で市が早急に搬出します。

2. 放射線量低減対策マニュアルの作成

現在、さまざまな除染方法が提案されていますが、基本は同じです。

放射性物質が存在する場所や形態により必要な除染等の措置、除去土壌等の収集・移動、適切な保管、飛散防止などの対処も異なります。

市民が自ら安全かつ確実に除染活動に取り組み、被ばく線量を低減することが

できるよう、市ではマニュアルを作成します。

なお、マニュアルは、新たな手法の開発に合せ適宜見直します。

3. 国・県等との連携

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が平成23年8月30日に公布され、平成24年1月1日全面施行されました。

この法は、福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者などが講ずべき措置などについて定めることにより、環境の汚染による人の健康または生活環境への影響を速やかに軽減することを目的としたものです。

市では、この法に基づく汚染状況重点調査区域の指定を受け、国や県などと協議、調整し除染実施計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、除染対象区域で実施する除染等の措置は、国の財政的、技術的な支援を受け、国が示す「除染関係ガイドライン」を原則に効率的に市内の除染等の措置を推進します。

4. 除染等措置の費用負担

計画に基づき、除染対象区域で実施する除染等の措置に係る経費については、国の支援を受けて行います。

また、除染対象区域以外および市独自の判断で実施する除染等の措置に係る経費については、原因者負担の原則から東京電力株式会社に請求していくこととしています。

5. 計画の進行管理

本計画の推進、進捗状況の管理は、白井市放射線対策本部で行います。また、本計画に基づく空間放射線量の調査測定結果や除染等の措置の進捗状況については、広報しろいや市のホームページなどで随時公表していきます。

除染対象区域の設定

別表 1

除染対象区域

別表 2

除染対象区域（対象施設）

■除染対象区域の設定 【航空機モニタリングおよび500mメッシュ測定】 別表1

学 区	街 区	空間線量の範囲	地域の平均線量	対象区域
白井第一小	神々廻 (全域)	0.14~0.30	0.23	○
	白井 (全域)	0.18~0.26	0.24	○
	河原子 (全域)	0.14~0.25	0.24	○
	復の内 下長殿 法目	0.11~0.27	0.25	○
	根の内 白井	0.16~0.24	0.24	○
	木 (全域)	0.16~0.24	0.24	○
白井第二小	折立 (全域)	0.16~0.24	0.24	○
	富塚 (全域)	0.16~0.28	0.26	○
	中 (全域・但し工業団地を除く。)	0.13~0.27	0.25	○
	名内の内 小名内	0.13~0.26	0.26	○
	今井	0.15~0.21	0.18	
	平塚 (全域・但し工業団地を除く。)	0.14~0.25	0.24	○
白井第三小	富士	0.14~0.19	0.14	
大山口小	大松1丁目	0.15~0.17	0.16	
	大山口一丁目	0.15~0.19	0.17	
	大山口二丁目	0.16~0.19	0.17	
	西白井1丁目	0.16~0.19	0.17	
	西白井2丁目	0.17~0.19	0.18	
	西白井3丁目 (全域)	0.19~0.24	0.24	○
	西白井4丁目 (全域)	0.16~0.24	0.24	○
清水口小	清水口一丁目	0.16~0.17	0.17	
	清水口二丁目	0.16~0.18	0.17	
	清水口三丁目	0.16~0.19	0.17	
	けやき台一丁目	0.17	0.17	
	けやき台二丁目	0.14~0.19	0.17	

学 区	街 区	空間線量の範囲	地域の平均線量	対象区域
南山小	南山一丁目	0.18~0.21	0.20	
	南山二丁目	0.16~0.20	0.19	
	南山三丁目	0.18~0.20	0.19	
	堀込一丁目 (全域)	0.18~0.23	0.23	○
	堀込二丁目 (全域)	0.18~0.23	0.23	○
	堀込三丁目 (全域)	0.18~0.23	0.23	○
	笹塚二丁目 (全域)	0.21~0.23	0.23	○
	笹塚三丁目 (全域)	0.20~0.23	0.23	○
七次台小	七次台一丁目	0.19~0.20	0.20	
	七次台二丁目	0.19~0.20	0.20	
	七次台三丁目 (全域)	0.20~0.24	0.24	○
	七次台四丁目 (全域)	0.21~0.24	0.24	○
	野口 (全域)	0.20~0.24	0.24	○
池の上小	池の上一丁目	0.16~0.21	0.18	
	池の上二丁目 (全域)	0.16~0.23	0.23	○
	池の上三丁目 (全域)	0.16~0.23	0.23	○
桜台小	十余一 (全域)	0.23~0.29	0.25	○
	清戸 (全域)	0.19~0.31	0.29	○
	谷田 (全域)	0.14~0.29	0.27	○
	桜台一丁目 (全域)	0.28~0.30	0.29	○
	桜台二丁目 (全域)	0.28~0.30	0.29	○
	桜台三丁目 (全域)	0.22~0.30	0.27	○

※空間線量の範囲は、各メッシュにおいて平均値を用いています。

■市内農用地【2/17.20.21日測定】

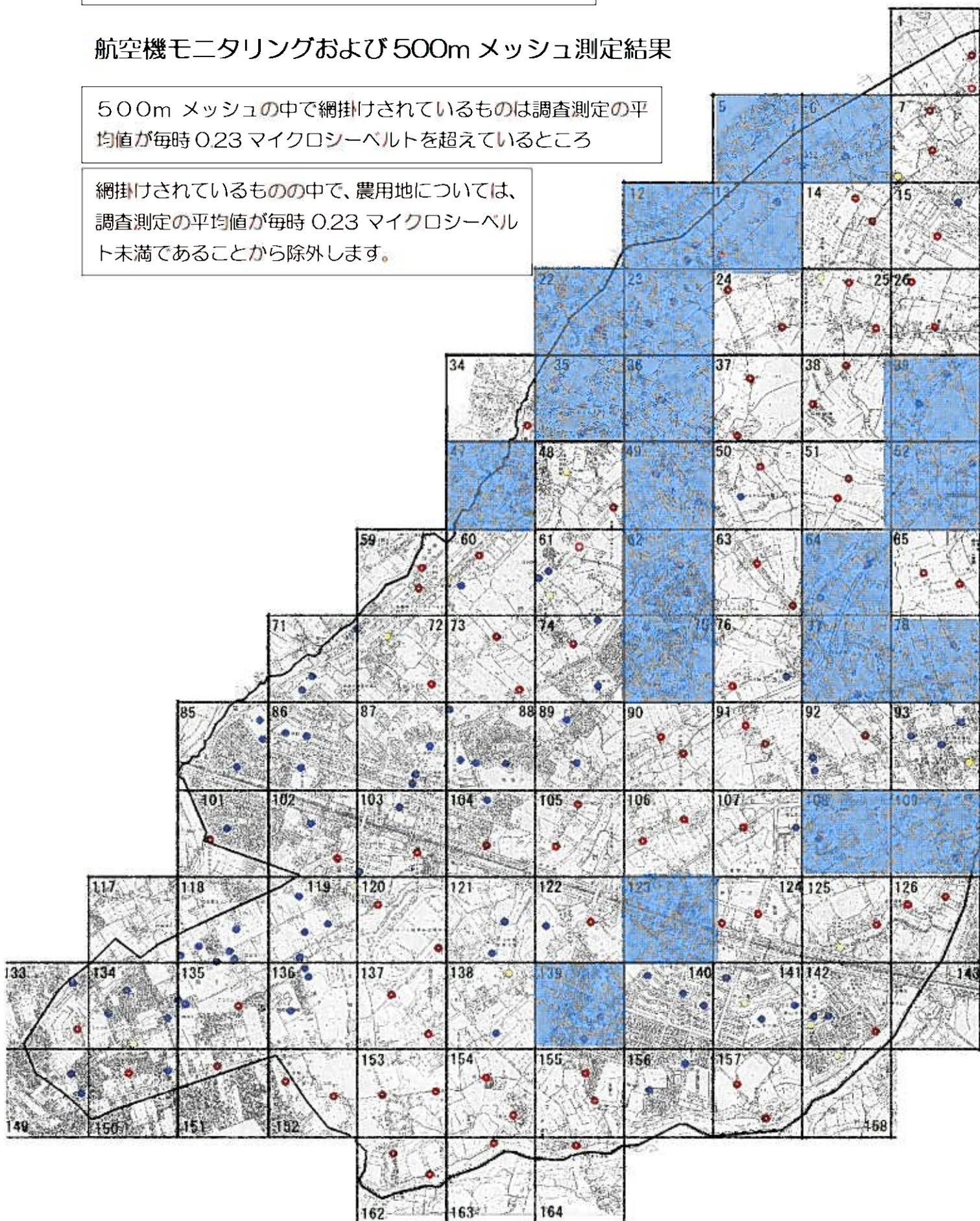
学 区	対象区域	空間線量の範囲	農用地の平均線量
白井第一小	神々廻	田 0.18~0.19	0.18
		畑 0.13~0.18	0.15
	白井	田 0.15~0.17	0.16
	河原子	田 0.14~0.18	0.16
		梨畑 0.15~0.19	0.15
	復の内 下長殿 法目	田 0.15~0.17	0.16
		市民農園 0.16~0.21	0.17
		梨畑 0.16~0.18	0.17
	根の内 白井	梨畑 0.20~0.21	0.20
木	梨畑 0.13~0.17	0.15	
白井第二小	折立	市民農園 0.14~0.19	0.17
		梨畑 0.22~0.23	0.22
	富塚	田 0.15~0.17	0.16
		畑 0.18~0.22	0.21
		梨畑 0.19~0.23	0.21
	中	梨畑 0.18~0.20	0.19
	名内の内 小名内	梨畑 0.16~0.18	0.17
平塚	田 0.15~0.18	0.17	
桜台小	十余一	畑 0.16~0.20	0.18
		梨畑 0.18~0.20	0.19
	清戸	田 0.15~0.19	0.17
	谷田	田 0.14~0.16	0.15

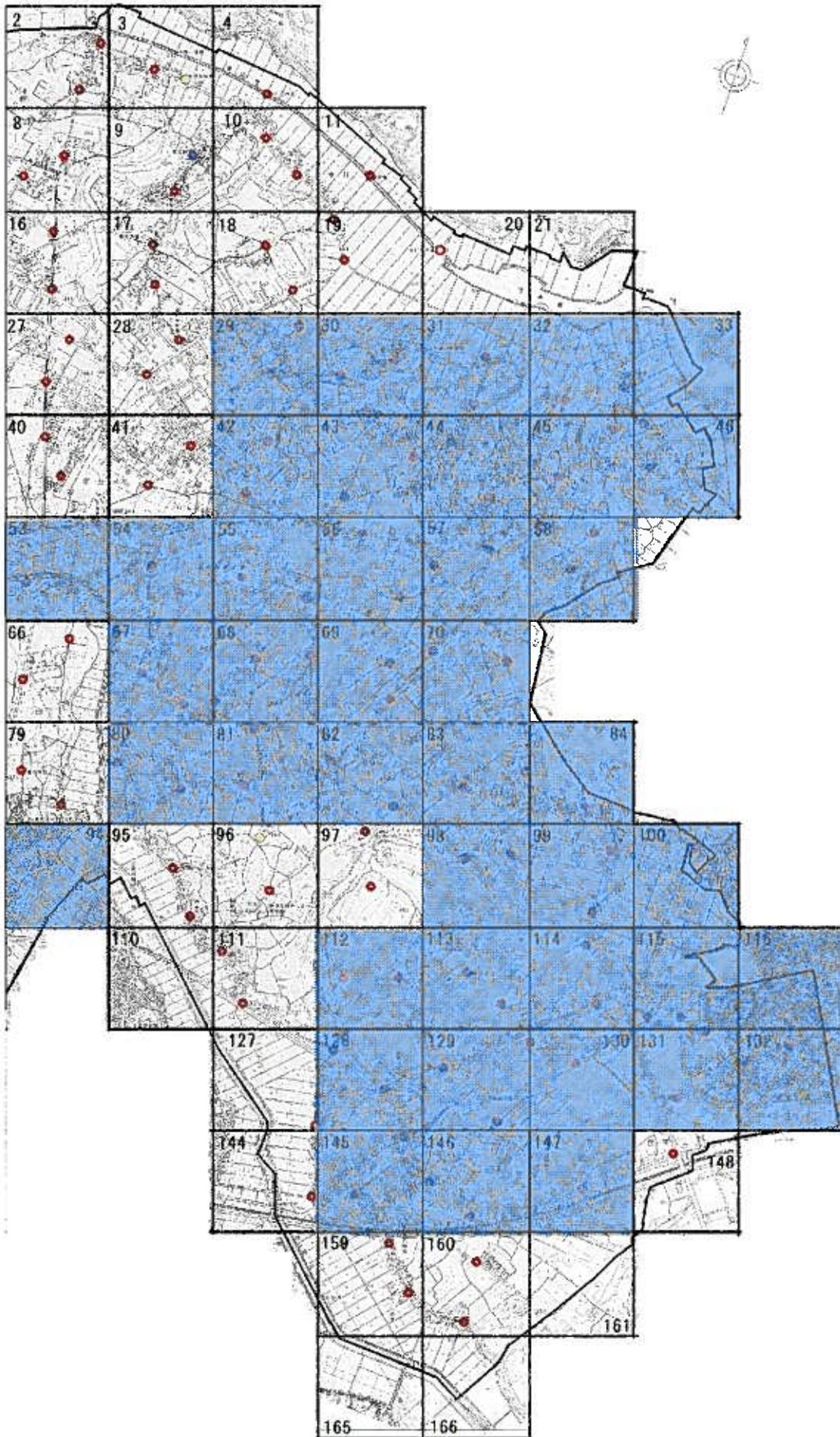
■ 除染対象区域 別表 1

航空機モニタリングおよび500mメッシュ測定結果

500mメッシュの中で網掛けされているものは調査測定の平均値が毎時0.23マイクロシーベルトを超えているところ

網掛けされているものの中で、農用地については、調査測定の平均値が毎時0.23マイクロシーベルト未満であることから除外します。





■除染対象区域（対象施設）の設定 【平成24年1月測定】

別表2

区 分		区域（施設）	空間線量の範囲平均線量	平均線量	除染対象区域
保育園		清水口保育園	0.11-0.20	0.17	○
		南山保育園	0.11-0.18	0.14	○
		桜台保育園	0.18-0.23	0.21	○
		白井保育園	0.14-0.16	0.14	○
		こざくら保育園	0.11-0.20	0.15	○
		はなぶさ保育園	0.08-0.26	0.15	○
		ひまわり保育園	0.17-0.21	0.19	○
		白井ふじ保育園	0.13-0.19	0.17	○
		こども発達センター	0.18-0.19	0.19	○
幼稚園		白井幼稚園	0.13-0.25	0.20	○
		白井若葉幼稚園	0.13-0.18	0.16	○
		宝幼稚園	0.12-0.26	0.18	○
		まどか幼稚園	0.09-0.23	0.16	○
		まこと南山幼稚園	0.15-0.23	0.20	○
小・中学校		白井第一小学校	0.17-0.28	0.22	○
		白井第二小学校	0.21-0.29	0.25	○
		白井第三小学校	0.12-0.30	0.20	○
		大山口小学校	0.17-0.23	0.20	○
		七次台小学校	0.17-0.36	0.25	○
		清水口小学校	0.14-0.18	0.16	○
		南山小学校	0.16-0.34	0.24	○
		桜台小学校	0.17-0.45	0.30	○
		池の上小学校	0.18-0.31	0.24	○
		白井中学校	0.20-0.26	0.23	○
		大山口中学校	0.10-0.21	0.15	○
		七次台中学校	0.17-0.27	0.20	○
		南山中学校	0.14-0.25	0.21	○
		桜台中学校	0.16-0.26	0.22	○
		旧平塚分校	0.25-0.28	0.26	○
公園等	白井第一小学校区	上人塚公園	0.17-0.20	0.19	○
		木子供の遊び場		0.21	○
		下長殿子供の遊び場		0.22	○
		法目子供の遊び場		0.24	○
		神々廻子供の遊び場		0.30	○
		白井南外出子供の遊び場		0.26	○
		白井南外子供の遊び場	0.22-0.26	0.24	○
		ふるさとふれあいパーク		0.28	○

区 分		区域（施設）	空間線量の範囲平均線量	平均線量	除染対象区域
公園等	白井第一小学校区	所沢ふるさとの森		0.20	○
		神々廻市民の森		0.25	○
		下長ふれあい公園	0.24—0.30	0.27	○
		白井チビッコ広場	0.23—0.30	0.26	○
		下郷谷公園		0.22	○
	白井第二小学校区	宮ノ前公園	0.19—0.23	0.21	○
		平塚西地区子供の遊び場		0.26	○
		今井子供の遊び場		0.22	
		中子供の遊び場		0.24	○
		名内子供の遊び場		0.23	○
	白井第三小学校区	南園第一公園	0.15—0.17	0.16	
		南園第二公園	0.13—0.16	0.15	
		南園第三公園	0.14—0.16	0.15	
		南園第四公園	0.14—0.16	0.15	
		南園第五公園	0.15—0.16	0.16	
		南園第六公園	0.15—0.17	0.16	
		南園第七公園	0.16—0.17	0.17	
		栄こども広場	0.12—0.21	0.16	
		栄みどり公園	0.14—0.20	0.16	
		栄きた公園	0.14—0.16	0.15	
		栄みなみ公園	0.15—0.17	0.16	
		溜公園	0.17—0.19	0.18	
		根上児童公園	0.12—0.13	0.13	
		富士ひよこ公園	0.18—0.18	0.18	
		根上ふれあい公園	0.10—0.19	0.16	
		富士開拓ひろば子供の遊び場		0.17	
		富士自治会（さくら）子供の遊び場	0.12—0.15	0.14	
	富士南園子供の遊び場		0.17		
	富士西子供の遊び場	0.14—0.19	0.16		
	（仮称）富士中予定地	0.09—0.23	0.16		
	大山口小学校区	中木戸公園	0.16—0.25	0.20	
		大山口児童公園	0.16—0.23	0.19	
		大山口北第一公園	0.16—0.17	0.17	
大山口北第二公園		0.14—0.15	0.15		
大山児童公園		0.15—0.19	0.17		
大山南公園			0.18		
大松児童公園		0.15—0.18	0.16		
二分山公園		0.21—0.28	0.24	○	
北の内公園		0.21—0.29	0.26	○	

区 分		区域（施設）	空間線量の範囲平均線量	平均線量	除染対象区域
公園等	大山口小学校区	軽井沢公園	0.10-0.23	0.15	
	清水口小学校区	清水口児童公園	0.14-0.19	0.17	
		清水口西公園	0.16-0.19	0.17	
		八幡児童公園	0.16-0.19	0.17	
		けやき台公園	0.14-0.24	0.19	
		けやき台多目的広場	0.27-0.39	0.32	○
		七次第一公園	0.14-0.26	0.20	
		離山児童公園		0.18	
	南山小学校区	南山公園	0.20-0.27	0.24	○
		堀込第二児童公園	0.14-0.26	0.20	○
		居向児童公園	0.19-0.21	0.20	
		北ノ下児童公園	0.21-0.25	0.23	○
		笹塚公園	0.13-0.23	0.19	○
	七次台小学校区	七次台児童公園	0.12-0.23	0.19	
		七次第二公園	0.15-0.24	0.20	○
		二分山台公園	0.19-0.22	0.21	
		野口台児童公園	0.14-0.25	0.21	○
		野口多目的広場		0.26	○
		矢ノ橋台公園	0.21-0.31	0.25	○
		矢ノ橋台北公園	0.22-0.23	0.22	○
		富塚公園	0.18-0.25	0.22	
		村雨公園	0.18-0.25	0.22	○
		中木戸子供の遊び場		0.26	○
		中木戸市民の森		0.23	○
	池の上小学校区	池の上第一児童公園	0.14-0.21	0.18	
		池の上第二児童公園	0.17-0.26	0.22	○
		堀込第一児童公園	0.15-0.21	0.18	○
		堀込西第一公園	0.22-0.27	0.25	○
		子持山児童公園	0.15-0.21	0.17	
		草刈作第一公園	0.21-0.22	0.22	
		草刈作第二公園	0.22-0.23	0.22	
		草刈作第三公園		0.22	
		白井木戸公園	0.23-0.26	0.24	○
井戸作公園		0.16-0.18	0.17		
木戸公園		0.17-0.20	0.18		
桜台小学校区	十余一公園	0.28-0.41	0.35	○	
	十余一子供の遊び場		0.29	○	
	清戸道東公園	0.26-0.28	0.27	○	
	清戸道東第二公園	0.27-0.28	0.28	○	

区 分		区域（施設）	空間線量の範囲平均線量	平均線量	除染対象区域
公園等	桜台小学校区	一本桜公園	0.23—0.32	0.26	○
		二軒茶屋公園	0.27—0.34	0.30	○
		三本松公園	0.27—0.39	0.31	○
		柳堤公園	0.27—0.37	0.31	○
		谷清子供の遊び場		0.31	○
市役所等		白井市役所	0.21—0.26	0.24	○
		白井駅前センター	0.17—0.21	0.19	○
		西白井複合センター	0.14—0.17	0.16	
		桜台センター	0.19—0.22	0.21	○
		白井コミュニティセンター		0.17	○
		公民センター		0.19	
		富士センター	0.16—0.20	0.18	
		白井文化センター	0.28—0.30	0.29	○
		白井運動公園（陸上競技場）	0.11—0.29	0.22	○
		福祉センター	0.31—0.36	0.33	○

○施設単位の設定では、最新の空間線量調査測定の結果を基本としていますが、特に子どもの生活空間である保育園、幼稚園、小・中学校については過去に地表50センチメートル（中学校は1メートル）で毎時0.23マイクロシーベルトを超えていたことがあることから全ての施設を設定することとします。

○除染対象区域に設定された区域内の施設については除染対象に設定することとします。

除染等の措置

除染対象別の除染等の措置

■除染対象別の除染等の措置

除染対象	除染等の措置内容
保育園 幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化施設 スポーツ施設 市役所 各センター 福祉施設	園庭・校庭の表土の除去・客土・圧密による現状回復 砂場の砂の入れ替え 屋上・壁面・玄関・渡り廊下等の清掃・拭取り・高圧洗浄 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 低木の高圧洗浄 枝葉の剪定
上記以外の公共施設	屋上・壁面・玄関・廊下等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定
市道（通学路）	歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清掃・洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定
住宅・宅地・ 事業所	壁面等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定
山林 （生活圏隣接地）	落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定
国・県等が管理する土地	※別途協議する。
除染実施区域以外	※詳細な調査測定のうち適切な除染措置

●除染等の措置は、事前測定の結果、施設の状況などによって実施の有無、実施する内容が異なり、措置内容についても必要な措置を選定することとなります。

●上記に示す措置内容を講じ効果が確認できない場合は、さらに適切と思われる手法を検討し講じていくこととします。（この場合は、市独自の判断による手法を講じます。）

具体的な除染措置内容		
平成23年の措置	平成24年の措置	平成25年の措置
砂場の砂の入れ替え 一全保育園 校庭表土の除去・客土等 一白井第二小 一白井中 砂場の砂の入れ替え 一白井第一小 一白井第三小 一七次台小 一南山小 一桜台小 一池の上小 一七次台中 校庭周辺側溝清掃一白井中 七次台中 を除く小・中学校 玄関・廊下等の清掃・拭取り・高圧洗 浄 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除 去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 一全保育園 一全幼稚園 一全小・中学校	校庭表土の除去・客土等 砂場の砂の入れ替え 玄関・廊下等の清掃・拭取り・高 圧洗浄 側溝・集水枡・雨どい等 の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉 の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は検討中	
	屋上・壁面・玄関・廊下等の清 掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の清掃・ 洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は検討中	
側溝・集水枡の清掃・洗浄 一線量の高い場所	歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清掃・洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定 ※詳細は検討中	
	壁面等の清掃・拭取り 側溝・集水枡・雨どい等の汚泥除去・清掃・洗浄 落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は今後検討	
		落ち葉の除去 除草 枝葉の剪定 ※詳細は今後検討
	※別途協議する。	
	※詳細は今後検討	